

議案第103号

つくば市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年12月 6 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市税条例の一部を改正する条例

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の2を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条の2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については，その者の選択により，同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と，「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として，同条の規定を適用することができる。

附則第17条第2項，第3項及び第4項中「規定する」を「掲げる」に，「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に，「において，平成28年度」を「には，平成29年度」に改め，「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第6条の2の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

### (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のつくば市税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第17条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>本則（略） 附則 第1条－第6条（略） <u>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</u> 第6条の2 <u>平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については，その者の選択により，同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と，「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として，同条の規定を適用することができる。</u> 第6条の3－第16条（略） （軽自動車税の税率の特例） 第17条（略） 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる <u>3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については，当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，平成29年度</u> 分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる <u>同条の規定中同表の中欄に掲げる</u> 字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td style="width: 20%;">第90条第2号ア</td><td style="width: 30%;">3,900円</td><td style="width: 50%;">1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる <u>3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については，当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3</u></p>	第90条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<p>本則（略） 附則 第1条－第6条（略）  第6条の2 <u>削除</u>     第6条の3－第16条（略） （軽自動車税の税率の特例） 第17条（略） 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に <u>規定する</u> 3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については，当該軽自動車が <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において，平成28年度分</u> の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる <u>規定中同表の中欄に掲げる</u> 字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td style="width: 20%;">第90条第2号ア</td><td style="width: 30%;">3,900円</td><td style="width: 50%;">1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に <u>規定する</u> 3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については，当該軽自動車が <u>平成27年4月1日から平成28年3</u></p>	第90条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第90条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													
第90条第2号ア	3,900円	1,000円																													
	6,900円	1,800円																													
	10,800円	2,700円																													
	3,800円	1,000円																													
	5,000円	1,300円																													

月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第18条 (以下略)

月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第18条 (以下略)

